

「山形県新型コロナ対策認証制度」終了に関するQ&A (令和5年5月8日以降の対応について)

問1 認証ステッカーは、どうすればよいですか。

答1 制度終了後は、すみやかに処分していただくようお願いします。なお、接着が強く剥がせない場合は、利用者に見えないように認証ステッカーを紙で覆うなどの対応をお願いします。

また、施設の公式ホームページ等で「山形県新型コロナ対策認証施設」の名称を使用している場合は、掲載の終了をお願いします。

問2 制度終了後の感染対策は、どうすればよいですか。

答2 認証施設の皆様には、これまで認証基準に基づく感染対策を行っていただきましたが、制度終了後は、各事業者の判断において、自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなります。

政府は、基本的対策として「手洗い等の手指衛生」や「換気」が引き続き有効であることなど、各事業者の判断に資するような情報提供を行うとしています。自主的な感染対策にあたっては、政府から提供される情報を参考としてください。

問3 パーティションや検温器などの設備は、どうすればよいですか。

答3 これまで感染対策のために活用してきた設備（パーティション、検温器など）の取扱いについては、事業者ごとに判断いただいて差し支えありません。

引き続き感染対策として活用していただくことや、状況に応じて使用できるよう保管すること等が考えられます。不用品として処分する場合は、各市町村の指示に従って適正に処理してください。

なお、設備投資にあたって県の補助金・助成金を活用した場合は、設備の処分について制限がある場合があります。詳しくは、別添の『県の補助金・助成金を活用された事業者の方へ』をご確認ください。